

高知県公報

発行

高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日

毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
規 則	ページ
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第3号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第69号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和7年2月2日とする。

~~~~~

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第4号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県須崎警察署 高知県中村警察署」を「高知県須崎警察署 高知県中村警察署 高知県宿毛警察署」に、「高知県中村警察署清水警察庁舎 高知県宿毛警察署」を「高知県中村警察署清水警察庁舎」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年2月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。